

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(6)

小井土 守敏・笥 さくら・嶋村 健児

一 大妻女子大学文学部日本文学科・二 松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第十一冊「巻第六之上」及び第十二冊「巻第六之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(5)」(人間生活文化研究No.34、二〇二四)の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品であり、近時、東北大学附属図書館狩野文庫蔵本を底本とした翻刻本文が公刊された。ただし、本稿とは翻刻の方針に多少の相違もあり、オンラインジャーナルにおけるデータによるテキストの公開を目的として、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

とる。

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究No.32、二〇二二)の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」(人間生活文化研究No.33、二〇二三)の「注一」を参照されたい。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的な漢字に置き換えている。
2. 底本には、現在の句読点にあたる印(小さなマル)が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」「や」「。」に読み替えている。

二 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第十一冊「巻第六之上」及び第十二冊「巻第六之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針を

3. 底本には、熟語の間に音読符(中央に縦棒)や訓読符(左寄せの縦棒)が付されているが、これを省略する。また、一部の

漢字に濁音で読むこと示すための濁点が付されているが、これも省略する。

4・底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。

5・行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に做ったが、配字配行までは底本のままではない。

6・丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によつては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。

7・底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の日本古籍籍総合目録データベースに公開されている同版の画像を参照する。

8・翻刻にあたり、森田貴之・樋口千紘・畠中愛美編著『平家物語評判書集成』（汲古書院、二〇二四年二月）を参照させていただいた。

三 翻刻

平家物語評判 卷十一

(外題)

平家物語評判秘伝抄卷第六之上目録

新院崩御

紅葉

葵前

小督

廻文

飛脚到来

(白)

(目録オ)

(目録ウ)

平家物語評判秘伝抄卷第六之上

新院崩御

治承五年正月一日の日、内裡には東国の兵革、南都の火災によつて、朝拜もどめられて、主上出御もなし。物の音もふきならさず、舞楽もそうせず。吉野の国栖もまいらず、藤氏の公卿一人も参ぜられず。是は氏寺焼失によつて也。二日の日、殿上のゑんすいもなく、男女打潜て、禁中いま／＼しかりける事

評曰、天下に逆敵生じて、上を掠奉り、禁中の祭礼をもさまたげ奉らば、正月四方拜小(一才)朝拜、節会、院拜礼、其外万事の御祭のならざる事、理有に似たりといへども、是さへ上の不徳にまし／＼、天下の政正しからざるが故に、必世に逆敵生ずる物なるによつて、強是をことほりとも云べからず。其上正月二日には、日よし山王へ朝観の行幸有。同中宮の大饗、東宮の大饗などこそ行れ給はずといふとも、など四方拜、院の拜礼などはおこなはれざるへけんや。されば吉野の国栖始りたる事は、神功皇后の辛巳年に始られてより、禁中の(一ウ)儀式となれり。然に此時に当て、此祭例もなく、藤氏の公卿も参られざる事は、是皆上の不徳故に、かくは成果ぬるもの也。其源を尋るに、是一院の御謬より出たり。機嫌にのみ任給ひ、平氏に過分の賞禄を与、天下の権威を奪れさせ給ふによつて、今かくのごとくに成行もの也。正月七日には白馬の節会行れ、八日には必御斎会始なるに、南都の僧徒の官職を止られけるによつて、此時取行せらる

べき僧綱に、事かゝせ給もの也。尤南都の僧徒、此時法王に對して、叛逆あるに（二才）似たりといへども、是は平家天下の権柄をとつて、上をかすめ下を蔑になすが故に、平氏に對して事を起しぬれば、強上には是を憎思召べきにあらず。然ば縦、平家は是を堅いましむべきよしを申と云とも、上に其人有時は、闕官をはゆるさるべき歟。喩闕官はありとも、所職を没収せられける事は、是遠き慮おはしまさざる故成べし。されば仏説に正像末と云事有。正とは正法とて、如來出世の時に生れ逢處の衆生は、皆其正法の徳によつて仏道を悟り、生々世々の迷を（二ウ）離。像法といふは、仏既入滅し給ぬれば、仏の形を作て、是を拜し、如來の金言を伝て、生死の流転をはかる。末法悪世の時には、人の心もかだましきが故に、彼如來の道をつたへ、其家をたつる所の沙門も、其心中利欲ふかき故に、一切の仏法をもつて、皆利欲の爲となす。故に、隨て学する所の衆生も、其末法の沙門の心をうつして、仏道はかやうなるものぞと思ひ、悉く仏の正法をもつて、邪法となすもの也。故に此時はや、末法悪世の時にあたりぬれば、沙門悉く仏の本意を失、利（三才）欲我慢の心根をもつて、弓箭兵杖を帶し、はからぬ悪事をなすが故に、かやうに破滅の難にあへり。さればとて又末世の法を、賤め捨べきにはあらず。譬黄金のなからん時は、銀をもつて重宝となし、銀なからん時は、銅をもつて重宝とすべし。故に如來入滅の後には、木仏を如來となし、經文を正法となし、沙門を僧宝となすべし。然ばとて、朝に敵する族なれば、徒に是を闍がたし。既平家軍兵を起し、伽藍を焼亡しぬる時は、是過分の悪行なれば、南都僧綱（三ウ）の中にても、仏道に志ある沙門を撰み、其人をもつて南都の住寺

と定、残る處の悪僧、其棟梁たるべき法師をは、先暫是を遠流せられなば、今御齋会執行せ給ふと云とも、さまでの事有べからず。さうじて日本、王法の誤には、仙洞の祭礼に、仏事をまじへ給ふ事多し。故に神道自然に廢て、今日日本の神社にも、皆もつて神事には、仏經をのみ用て、神道の本意を知らまされ也。それ日本はもと神國にして、神道を（四才）もつて王法をたてたり。然るを捨ぬるが故に、王法自然に其威をうしなへり。故に万事唱うしなふ事多し。上古にはかやうの心得も有とは見えなれども、後々において自然とおとろへ来る物也。所以に神道橋繁昌して、朝敵と成たる事はなけれども、只仏法大に橋を生じ、朝敵と成て天下を苦しめたる事多し。然は是上古より誤有するしにあらずや。さればとて今更又仏法を捨べきにはあらず。唯王法（四ウ）の本意をたざされ、君先聖の徳を専とし給ひ、賢才を擧えらひ、万民を子のごとくに思召時は、絶て久しき神道も、自然と起りあらたまり、橋てみだるゝ仏道も、自本の正法と成べし。故に外をたざされずして、君の御慮と、近臣の邪正を紀し給へ。然ば神道と仏道と和合して、実の兩部の大道となるべし。其時は自然と王法もめでたく、天下も安全にして、仏道も、只今のごとく、悪行を為事有べからず。故にかやうの（五才）時世を勘知て、末世濁亂の乱相を悟りおはしませ

伝曰、治承四年十二月廿八日に、源頼朝公、北条時政に向て仰られけるは、都には来春、元日の朝拝、祭礼の儀式も、古とは同かるべからず、然ば諸寺諸社の神事仏事も、自すたるべし、故に神主社僧の心にも、弥平家をうとむ心有なん、まして万民是を嫉べし、又靈神自、平家おうご有べからず、誠に神明の賞

罰此時に明也、かやうの時に猶神社をおろそかに(五ウ)なし奉るべからず、平家年来の無道より起て、神道仏法を破り、法皇をぐるしめ奉りける事、其天罰通べからず、心有もの如何ぞ是を恐ざるべけんや、我過し夜、八幡大菩薩の霊夢を蒙事有、夢は事の実なきといへども、時により品によつて見る時は、此夢たゞ事にあらず、故に元日には、早旦に若宮へ参詣仕べしとて、三浦助義澄、大庭平景義、畠山次郎重忠に仰て、夜半の時分より、辻々に警固さしめて、御馬にて御参(六才)詣有。御供の僧には、専光坊をもつて啓白なさしめ給ひ、天下大平諸民安全の為とて、神馬一疋を、宇佐美三郎祐茂、新田四郎忠常に仰てひかしめ給ひ、御下向の時には、千葉助が屋形に入らせ給ひ、御悦の儀式、上下にくだされけると云り。良将の志甚深なる哉。其外伊勢熊野に至る迄、奉幣の使者まいらせらるると云り

右二ヶ条をもつてみる時は、天下を終る人は天下に捨らるゝ事頭、天下を始べき(六ウ)の人は、天下に得らるゝ事あらはる。得失禍福の境こゝに明也。国を治め世をたもつべき人、此に眼を付給へ

永田僧正の、仏像経巻の煙となるを見給ひて、むねうちさはぎ、病つきて死給ふ事

評曰、殊勝と謂べし。されども此僧、真正活眼の沙門にあらず。如何となれば、今たとひ仏像経巻けふりとならざればとて、此時仏道破滅し、王法衰疲しぬる事、天下に明也。何ぞ今更に心を動さんや。それ真の仏氏は、三世を悟る。今此僧正、一生の治乱をさへ(七才)さとらず。次に年来、東大寺興福寺の沙門の有様、悪逆無道にして、在家の俗人に等き事、是こそ先、仏氏としては

むねを苦へき事なれ。此僧正は、伽藍仏像経巻を仏法とおもふ僧なるが故成べし。心外無別法と云事をしらず。さればにや僧正、世尊の本意によつて、其名をば残さず。無益の風月のたはふれによつて、郭公の声に心をかたふけ、いつもはつねの名歌をつらね、初音の僧正とよばれ給ふ事、何ぞ世尊の本意とは申べきや。其上仏の心は、経曰、不垢不淨(七ウ)不増不減、無念無修、無得無失と云り。本心明德有故に、かなしむべきを知、喜べきを知、何ぞ心身を苦事あらんや。故に出離得脱の僧にあらざる事を知べし

新院崩御の事は天下の乱相也。多田満中家伝の書、曰、天下の賢王崩御なり良臣位をすべり、忠臣職をとぐめ、新政しばし起て、下に役しげきは、両年の間の兵乱也と云り。是武鑑の妙旨たり

伝曰、治承五年正月一日に住吉小大夫昌長をもつて天下の雲氣を見せしめ給ふに、(八才)昌長氣の形を図して言上す。其言に云、今年は春氣の始よりして、天下に兵乱しげし、悉もつて源氏の吉瑞多し、先正月十五日の内に、三つの御悦あるべしと言上すと云り。はたしてその吉事三つ有。一には平家の従軍に、伊豆江四郎、源氏へ讐をなすところに、波多野兄弟是を討取のよし忠進有。二には、工藤庄司景光、平井紀六を生捕。是は去る年八月に早河合戦の時、平家にくみして、北条三郎を討たるもの也。三には梶原平三(八ウ)景時、始て頼朝へ帰服し奉る。已上三つ、十五日の中にある福と云り。退て此心を按に、是全頼朝の心、雲氣卜筮につかはれ給べからず、唯是貪愚をつかふのたよりとし給ふ物成べし。凡良将の兵を用る心得、天下に王たらん事をむねとす。それ天下に王たる者は人間の長たり。人は万物の長たり。

万物に長たる所の人間にまで、長たるべき者、何ぞ纒の一物につかはるべけんや。故に良将万物をつかふて、万物に使うべからず。所以に一切する事もなく、(九才)とる事もなし。時の宜しきに用て、味方の兵をはげまし、敵の気をくぢくべき幸にもちゆ故に今雲氣のことわさを記て後世の才将につたへん事を欲す。其意底を悟て、文句になづみ隠筮の道に陥事なかれ

雲氣正伝

氣道二種有。天によつてさとるを雲氣と云。香を焼て悟を筮氣と云。二氣いづれも奇法と云。正をもつてなすと云ども、実は奇をとる。故に雲氣筮氣(九ウ)の二氣皆講術たり。人の氣をもつて本とす。人氣の強弱を二氣の講術を以て察。人氣に微妙の伝受有。小人を恐て是を記さず。

太公曰、八徴の氣、密意は人氣の極也と

孫子曰、三時と云事有是は理氣と云也

口伝に云、それ兵戰勝のしるし精神に先立て現じ、天下に明也といへども、愚者はさとる事あたふべからず。明將是を悟者也。兵法曰、貪をつかひ愚をつかふと云り

筮氣之伝受

寅上刻に起て身を淨、衣服を改、北に向(十才)香を焼て、乾元亨利貞と、一百八十篇誦して掌を合て、天神地祇に誓て曰、人生固陋にして、勝負吉凶の運を知ず仰願は天、清雲に納受まし、勝負の微をしめし給へと祈て、香をついで眼をふさぎ、乾元亨利貞の文を又三返唱て眼を開て是見るに、清煙立事直くして、或は直煙の中より二となり、三と成事有べし。皆不吉たり。一なる時は吉とす。立ざる時も不吉也。是筮氣の秘伝極妙

の大事也。其外二輪七角の(十ウ)氣と云事有。口伝也

紅葉

高倉院御在位の時に、紅葉を愛しさせ給て、北の陣に小山をつかせ、櫛楓の色好きを植させ、紅葉山と名付て、終日多いらん有に、猶飽足らせ給はず。或夜風はげしく吹て、紅葉皆吹ちらし落葉しければ、殿守の供の宮づこ朝きよめするとて、是を悉掃すて、残る枝られる木葉をばかきあつめて、寒きあしたなりければ、酒あたゝめけるとて、薪にこそ仕けれ。(十一才)其朝主上、落葉の事思召よらせられ行幸なりければ、奉行藏人先に行て見るにあとかなし。故いかにととへばしかくとこたふ。藏人聞て、あなあさまし、君のしつし思召れつる紅葉を、かやうに仕る事よ、汝等もそれがしもいかなるうきめを見んずらんとなげきける事

評曰、高倉院御在位の時、紅葉の落葉したるを、みやつこどもかきあつめ、酒あたゝめなどして、興を失けるに、主上御幸なつて、其故を聞召、林間に酒をあたゝめて(十一ウ)紅葉を焼の詩を、思召出させ給ひ、却て叡感おはします事、是賢王の御気情たり。実に思召立たる興をうしなひたるほど、世に本意なき事はあらじ。然るを主上、古人の心を思召合せられて、無興を興とし給ふ事、賢徳たり。然といへども年月紅葉を愛し給ひ、もみぢ山をつき給ふ事然べからず。上に事を愛し起ば、必下に苦、費多きもの也。上の好所をば下必是を好。伝聞隨の陽帝、船を愛せしかば、境内悉船をかざる。唐の玄宗皇帝、身を愛し給ひしかば、九重の人皆(十二才)袖をひるがへす。吳王劍を愛せしかば、国中おしなへて劍をよこたへ、齊の景公馬を愛せしかば、都の内に名馬充滿。是古今の証拠ならずや。故に下は必、上一人の心にしたがふもの

也。この故に上必天下万民を安ずへき事を好、安政の諫を請べし。然らば下亦上の好を尽べし。君賢才の人をえらひ、用る事を好時は、必天下泰平を得給ふべし。此君賢王の気相少はましますといへども、平家に向給ひて、君威を失給事多故に、清雪我意を専として、王位を掠ぬるもの也。是君々たらざるに（十二ウ）よつて、其位をうしなひ給へり。太公曰、国を治の太要は、民を愛するに在。民をたのしましむるを、宮室台榭を分より軽なすべしと云り。故に此君小智小善の君と謂べき乎。童女の、盗人に主の衣裳を奪とられて、叫声を聞召て、其故を糺されて、是朕が不徳故也とて、その色の絹を、彼女に下されける事、賢才少ざる者也。一重の衣の天下を助る徳有べし。されども此君は、小善の志はおはしませども、いまだ大善の志ましまさぬによつて、皆婦人の仁にして、其化世に少。（十三才）故にかゝる事を迄行給ふといへども、其智無によつて、平家には掠られ給ふもの也。良将の人を治る事や、一簞の濁酒をもつて、万衆の兵にのましめ給事有。是によつて小智の善は、是婦人の仁と云べし

葵前

中官の御方に候らはれける女房のめしつかはれける上童、思はざる外龍顔に咫尺する事有けり。たゞ尋常白地にてもなくして、まめやかなの御志ふかければ、主の女房も召つかはず、却て主のごとくにぞもてなしける。（十三ウ）当時謡詠に云事有。男を生ても喜歓する事なかれ、女を生ても悲酸する事なかれ、男は是候に封ぜざれども、女は妃となるとて后にたつと云り。めでたかりける幸かな此人、女御后ともてなされ、国母仙院とも仰れなんずとて、其名を葵女御などぞ囁合れける。主上是を聞召て、其後はめさざりし事

評曰、賢慮いみじくわたらせ給ひけるにや。されば聖人のをしへにも、誤ては改事を憚事なかれと云り。生れながらにして道を知ものなし。故に人として誤なしと云事（十四才）あらず。誤て是をあらたむる時は、誤なきに至べし。顔淵と云しものはあやまりを再せずとこそ、聖人も誉させ給ひけれ。我こそ今まで其誤なきなど云人、更に行末堅固なるべきと心得がたし。我一たび此事においてあやまてる事有き。故に此事きくにも其恐有など云人は、あやまてる道有事をしれる人成べし。されば誤をする人、始よりあやまちと知時は、十人にして五人はあやまらぬ人も有べけれども、是誤なると云事をしらざる故也。されば人の（十四ウ）煩惱八万四千有といへども、其中に色慾をもつて尤重しとす。女色あてやかにして、衣服きら／＼しく、香蘭のそらだき、袖ふる風に薫時は、いかなる六通の羅漢超凡の尊者も、心を寄すと云事なし。唐土天竺の徳人、其まどひ有人多し。ましてや此葵前は、姿数千人の官女に超、其色の深き事は一入再入の紅よりもふかく、一たび恵ば千々の媚有事は、宛柳枝にさける桜花の、梅花のかほり有がごとし。然に主上いまだ御としさかりにも超させ（十五才）給はず。たれ有て聖徳の諫をも入奉らざる時なれば、御心をかけさせ給事は、実去事ぞかし。然ども当世の謗、後代の恥を思召れ、此事思召とゞまらせ給ふ事、是賢慮いみじきにあらずや。されば人としては、うはのそらなる恋をだに、思ひそみての後は忘れがたく、親の諫世の謗をまかへりみず、かへらぬ命をさへ徒になす事は、世に多きならひなるをや。位在、世をしろしめしたる君、家をほろぼし世を乱給事、唐我朝にて、幾数と云事を知ず（十五ウ）然に此君御意の中には、御歎ふかく襟に

ならせ給ふといへども、此事思召とゞまらせ給事、実頼有君たるべし。然に関白殿、主上の御悩を察し給ひ、何条事か候べき、件の女房をめし上られ候へ、基房が猶子に仕候うへは、品尋らるゝ迄も候まじと申されける事、君の御悩を痛り思はるゝ事は、忠有に似たりといへども、是は小人の悪王へつくす忠にして、賢王へ忠臣の諫る道にあらず。されば唐の太宗皇帝の時、太宗慮江王を亡して、其美人を奪（十六才）取、宮中に入給ひて、深是を愛し給へり。有時太宗王珪と云臣に向て曰、我此美女をとる事、全私にあらず、慮江王無道を専とするによつて、天是を亡せり、故に朕是を宮中に入たりと云り。王珪が申けるは、臣聰齊の桓公郭の君をうつて其国に行時に、桓公諸臣に問曰、今此国何によつてかほろびたる。臣答て申けるは、善を善とし、悪きを悪きとしてほろびたりと申。桓公曰、善を善とし悪を悪きとするは賢君也、何ぞ亡たるや。臣（十六才）云然らず、郭の君善を善と知といへども、用事あたはず、悪を悪と知といへども退る事あたはず、故にほろびたりと申。今是をもつて君を見奉る時は、慮江王を誇り給ふべからず、如何となれば、慮江王其夫を殺て、其婦をとる、是悪也といへども、君又慮江王をころして、又其婦をとり給事、是悪きを悪と知給へども、退給はざるにあらずやと申ければ、大宗大きに驚給ひて、速に此美女宮中を出し給ふといへり。是をもつてみる時は基房（十七才）の心は王珪が心とは大きにたがふ物也

小督

主上は、恋慕の御泪に思召しづませ給たるを、申なぐさめまいらせんとて、中宮の御方より、桜町中納言重教卿の娘、小督殿と申

女房、禁中一の美人、きこゆる琴の上手なれば、まいらせ給ひけるが、冷泉大納言高房卿、いまだ少将成し時、見初たりし女房也。始は歌をよみ文をなんつくされけるが、後にはなびき給ひけり。されども今は君へめし上られまいらせて、詮方もなく（十七才）かなしくて、あかぬ別の泪にや、袖しほたれてほしあへず。少将いかにもして小督殿を、今一目見奉る事もやと、其事となく、常は参内せられけるが、有時小督殿のおはしける局の辺、こなたかなたへ、たゞずみ、其隙をうかゞひ、御簾の中へ一首の歌をかい、なげ入給ひける事

伝曰、主上葵前の事を、御襟となさせ給、御悩の御有様、いとながくわたらせ給ひければ、中宮をはしめ奉り、百官卿上悉是をかなしみ、如何はして此事を償、御心（十八才）をもなぐさめ奉らんとて、詮議有けるに、時の関白松殿申されけるは、所詮たゞ葵を基房が猶子となして、まいらせんには、しかじとて、此よしひそかに奏聞有といへども、主上更に叡慮をうつさせ給はざりければ、猶々上下、闇路に光をうしなふがごとし。故に又公卿詮議有ける処に、又当関白殿申されけるは、桜町の中納言重教が娘こそ、きこゆる美人にて有よしなれば、彼を御なぐさみにまいらせ、御意を思召直させ参せんと申されければ、連座の人々、誠に（十八才）是はかくれなき美人といひ、殊にはきこゆる琴の上手なれば、小督殿まいられんには、争か主上も御意をなせ給はざるべけんとして、すでに此義に定らんと欲る時に、小松大臣、いまだ其時は中納言にてわたらせ給ひけるが、進出て申されけるは、評議承候に、重々宣しからざる御計とこそ存候へ、故いかなとなれば、恐ある申事にて候へども、凡下の身にさへ、色にふけ

り、美女を愛する時は、その身其家をほろぼし、禍の基とす、まして(十九才)いはんや是は一天の主、万民の父母にて渡せ給ひながら、美女淫乱をもつて、天下にかへて思召事、是さへふかき世の歎なるに、諸臣是を諫佐とはならず、弥此事を長ぜしめ奉るべき詮議、更に心得がたき事一つ。次には十善の帝王とならせ給ふと云とも、其行迹たゞしからず世の政邪なる時は、天道にたがひ給ふ成べし。天道に違せ給ふ時は、争御治世長久成べけんや。角申候へば、重盛、中宮の御憤を存、私曲をさしはさみて、此事をとゞめ(十九才)奉るとや、思召るゝかたも候らん。天も御照覧候へ、一向其義にては候はず、たゞ天下長久にして、延喜天曆の御徳にも超させ給へかしと存候外、何事をか存候べき。然に礼義に当らざる御事をもつて、君の御意をよるこばしめん事、争か忠義とはなすべけんや。是微臣、弁がたき其二つ也。次には、重盛微臣にして、連座仕といへども、君の御恩の高き事は、たれか天下に肩をならぶる人や候べき。かゝる重恩を蒙ながら、さし当はほどなる(二十才)道理を進出て申さんには、争か摂政殿も御免なかるべけんや。其上代末世に成候へば、天下に逆徒あらん事、更に心安かるべきにあらず。もし然る者あらん時には、身を捨手をくだき、退治仕らん事は、當時は平家ならでは誰か候べき。故に後の災を存知て、当座の快をつゝしみ候らはずは、たれか其家長久に候べきや。然に下よりして、君の御心よからん事をのみすゝめ奉らば、たとひ聖徳わたらせ給君なりとも、などか御まどひなかるべけんや。たゞ此義(二十才)においては、思慮をめぐらされて、君を諫まいらせんに、などか此君終には、天下には思召かへさせ給はざらんや。然は行末目出度事

にこそと申されけれども、誰聞わけたりとも見えず。終には小督、殿を参せ給ひけると也。評曰、讒邪進時は衆賢退とは此事なるべし。賢者の諫を用ざる時は、賢を好ものみな退き、讒者の事を用る時は讒者たよりを得て多あつまるべし。然に主上小督殿を召あげらるゝ事、(二十一才)賢徳少し。延喜御門論言曰、宮中に妻愛の美女多きは、是非礼の物也と。然は先帝の聖意にたがひ給ふ誤一ツ。次には一天の君、妻愛あるべき女は、みだりに其姓科もしろしめされずして召れなん事、本意にあらず。いかなる野心讐敵の者有て、謀あらん事なきにしもあらず。故に古は唐にも髪を結るとて、我妻となるべきものをば、其夫たるべきもの、ふりわけの髪を結初る事有。されば古歌にも、くらべこし(二十一才)ふり分髪も肩過ぬ、君ならずして誰か結べきと詠り。古は本朝にもかゝる道知人有しかども、末世の今はたゞ一向に色にのみ惑いかなる故有女ともしろしめさず、十善の主枕をならべ袖をくみ給ふ事、是なげかしき事にあらずや。其上小督殿は、冷泉大納言隆房卿のおもひ人なるを、君こそしろしめされずといふとも、諸卿は争かしらするべけんや。然ば是君臣の誤なきにしもあらず。昔唐の太宗皇帝、鄭仁基と云者の娘有。陸氏にとつがしめん事を約せり。(二十二才)然に太宗、美女なる事を聞召、宮中に召上られんと仰られければ、諫儀槐微といふもの諫て申けるは、承候へば、此女陸氏にとつがしめん事を、其父約せり、然に是召れなん事本意にあらず、君は既万民の父母として万姓の民を子のごとくに思召故に、台榭のよきを見給ひては、民の家々の安からん事を思召、膏梁のよき味を食し給ふ時は、君又万民の愁なからん事を思

召也、然ば君、美女を求められん時は、争か万民の妻女の事を思召ざるべけんや、然に今、鄭仁(二十二ウ)基が娘、人に約せりと有、是をとりて宮中に召れなん事、争万民の父母たらん事を、思召君とは申べけんやと申ければ、太宗大に驚せ給ひ、重て此事思召とゞまり給ふと云り。然ば此君小督前をめし上られける事、いかんぞ聖主の本意たるべけんや

古記曰、此時王法うしなふ処の物天下に三ツ有。一つには天下の権柄、二つには天下の三宝三つには天下の武具、此三つの物を失時は、王威と云とも其家ほろぶるもの也。故に古今天下を争良将、先此三つのものに向て(二十三才)争勝て、後に天下をたもつもの也。されども此段愚者の了見する所にあらず。

大納言隆房、小督の殿の事をこひしのび給て、簾中に玉章をなげ入給ふ事礼義なし。是凡夫の常のならひ也。評するに足らず。

小督の前、入道の憤を聞給ひて、忍出給事善悪の二義有。如何となれば、入道既憤おもふ故は、女性として天下に身を置べき処なし。故に内裡を出らるゝよりは、早速さまをまかへ、衣を墨にも染給ふべきがために出給はゞ、是止事なきの時なれば、宜しとす(二十三ウ)べし。又さもなくして、只入道のはからひを恐て、内裡を逃給ふならば、是義なしとすへし。実の貞女の心ならば、其君たる人をして、如何ぞ身の事を先とせんや。忝も一天の君主の妻愛有身として、妄に身を置給ふ事、是全賢女にあらず。されば又ぞや、仲国に具せられて、二たび宮中へ帰入給ふ事、は大なる非也。故に重てうきめに逢給ひ、入道にも非礼の事を行せ、君にもうきめを見せ奉り、其身も恥を受給ふ事、是外は美人にして、内悪女といふ(二十四才)べきもの也

仲国が事、小督の前を尋まいらす事、是勅定なりぬれば力及ばず。されども仲国、賢才の者ならば、たづねまいるべからず。たとひ一旦尋まいらせたりとも、入道憤思はるゝ上は、終にはうきめを御覽せられ候べし。然ば重ての御歎と申、又は後代の御誤たるべし。是全人主の御歎にて有べからず。君天下の人民を憐思召るゝ事、子のごとくならば、何ぞ今此事に御歎有べけんやと諫奉るは、賢君へ賢臣の諫る言也。今の仲(二十四ウ)国、縦是ほどこそなくとも、世の為君のためならぬ事なれば、たとひ尋出したり共、知らぬよしゝて帰べき事歎。是真に偽也といへども、実は忠義より出たるいつはりなれば是を名付て仁義の大謀と云也

廻文

入道相国、法皇をなぐさめ奉らんが為に、安芸のいつくしまの内侍がはらの娘を、法皇へ参らせける事、清盛禅門の事は、古今の不道人なれば、是非するに足らず。法皇此娘を召上らるゝ事、大なる不義也。上皇かくれ(二十五才)させ給ひて、未一月の間を過ぎるに、かゝる不道のたはふれ、是至悪の重々たり。たとひ下として上を掠奉ると云とも、君々たる道を思召ば、如何ぞ是を召上らるべけんや。されば始をよくする事は有といへども、終を能する事はかたし。此女を召上らるゝに付て、十失十禍の愁有事、嗚呼古今天下にとゞまつて尽ず。故に後世の君、つゝしみ給ふべき事也

木曾義仲、兼遠を召て、頼朝は東八ヶ国を討随て、東海道より責のぼるときこゆ、我は東山北陸両道をしたがへて、頼朝より、一日もさきに(二十五ウ)平家をほろぼして、日本に二人の將軍と

仰れんと宣ふ事愚也。今平家は既入日のごとくにして、天下の諸民自心中に是を背。源氏は一陽来生の時に当て、天下是にかたふく。然に義仲、先平家を一日もはやくせめんと宣、是良將にあらず。軍の前後を争事、必時有平家安源氏を責る事あたふべからず。只義仲の終に敵とならん人は頼朝也。故に謀を密して智徳を長じ、其威権源氏を覆て、後に平家を攻べき時也。是平家を滅し家を立る軍争の第一也。凡他国に兵を出す時は、三(二十六才)軍にして日々に千金の費有。是まさに己を勞するの害有。故に良將其害を補て自やましからざる時は、先己が勢あまり有て、後に他国に兵を出すべし。然に義仲、頼朝に先じて、一日もさきに都へのぼらんと宣事、是愚なるにあらずや伝曰、治承四年五月廿八日に、高倉宮の令旨、木曾義仲頭載して、乳人の中三兼遠を召て曰、平家既運尽、源氏出べき時至れり、如何計べきと宣ければ、兼遠が曰、此令旨、定而諸国の源氏に下され候べし、(二十六ウ)中にも、伊豆国におはします頼朝は、源氏の長子と云、今殊に北条時政と親く成給へば、定て其一門の人々の計にて、東八ヶ国の武士は、皆頼朝にしたがひ付候べし、故に先君は、甲斐信濃の武士を催されて御覽候へと申時に、其比義仲不思議の霊夢を見給ふ事有。諏訪の別当をめして、先前なる山に八幡の社を建、餅酒など夥しう用意して、在々所々の民に是をひかる。諸民参して是をうけ、是何事の御祭やらんと問に、いづくともなく沙汰申けるは、義仲(二十七才)天下の大將軍にのぼり給ふべき御靈験、たび／＼あらたなる御靈夢有。故に其御告によつて、御祭の喜也と沙汰しけるによつて、信濃の者どもいつとなく、義仲に従付ぬ。されば、義仲、始計の幸尤宜しき

事也。兵法曰、威を神にかると云り

伝曰、同国中の武士には、祢井小弥太、滋野行親等、兼て志を通ずるによつて、兩人をもつて使とし、兼遠をさし加へられ、廻文をまはされしと云り。次に上野ノ国多胡の庄に住して、東国を催されけれ共、頼朝の威勢(二十七ウ)盛なるによつて、したがふ者なし。故に其年の暮に、又信濃へ帰られけるとぞ

飛脚当来

平家の従軍等、飛脚をもつて、木曾義仲謀叛の由を忠進仕けるに、平家の評定理に当らざりける事

評曰、それ国の滅事はたゞ一旦の事に非ず。降積雪の時を得て消がごとし。然に愚將は其故を知らず、いつも極寒のごとくに思ひかほどにふりつみ、岩石よりも堅き雪の、いかなればとて五日七日にて消(二十八才)事有べきやと思へり。然ども天運時至り、陽気下より気ざしのぼる時は、数尺降積雪なれども、消る事一日二日の外を出ず。故に国の滅事も又々かくの如。かゝる時代に何事か有べき。縦少き事有と云とも、なにほどの事有べきと思ひあなどり、其災の下よりつもり、上下の心中に充滿る事をしらず。時至ては纒の事大事と成て、終に天下に大乱起るもの也。されば今平家の時勢と、源氏の時勢を勘見に、平家は陽中の陰にして、(二十八ウ)陽気おとろへぬる時のごとし。源氏は陰中の陽にして、次第に陽気立のぼるがごとし。年来平家安きに居て危を忘れ、天下の者、老若貧富に限らず、うとみ果たる時は、是誠に滅すべき時に当りぬ。然るを思ひあなどり給ひ、其義仲北国山中の獵人、柚人などを催し、剛盜に等き軍を起さんに、何事か有べき。縦信濃一国の者が随と云共、越後国に有、城太郎助長、同四郎助

茂は、数万の兵を持たる者なれば、轍討て出さんと宣事、更に心得がたし。敵といふもの、鬼神（二十九才）などのごとくにして、人間より別に有ものならば、角宣事理成べけれども、日比の味方皆敵となるものなれば、城太郎とてもさのみ頼に足らず。されば恩をふかくして人を愛する時は、敵もみかたとなり、欲をふかくして不仁を専とする時は、味方も敵となるべし。然ば敵は外になく、唯汝己が身心を離ず。古人曰、身を亡事は、外のものにあらずとも云り。今平家必ほろび、源氏の起るべき時なる事、如何ぞ此清盛心得知べき道にあらざれども、惣じて愚者（二十九ウ）のならひ、時の有事を知らずして、邪智をもつて私欲を専とする事、皆此類多。故に末世の人、是に心を廻給へ。譬又良将あらんに、敵有事を忠進すれども、清盛宣ごとくに、いかにもことやすく云事あるべし。是は其詞こそいと安しといふとも、其心にふかき慮有。愚将は、敵の蜂起を聞ては、其色を変じて、俄にあはてふためく。良将は、いかにもさはがずして、其気色正し。諸人の心をまづおさめん謀を先とす。今清盛の宣ふ事、其詞は良將に相似たり（三十才）といへども、其心更に智謀有にあらず。たゞ其身剛勢勇気有人なるが故に、詞は自然と理に叶といへども、心に智謀なくして、城太郎を頼に思はれける事、愚といふに足らず。故に後世の人主、方寸の胸の中に治て、天下を治る道有事を求おはしませ。

二月一日に、除目行れて、城太郎助長、越後守に任せらるゝ事評曰、是木曾を討せられん謀也といへども、却てみかたの威を失害有。如何となれば（三十ウ）平家の人々、一門は日々月々に例なき官位に經のぼり給ふといへども、天下の武士に官禄を給は

ざる事、年既久し。然るに今更新に、助長に官位を免さるゝ事、是人の推智する処也。此時に當つて、助長も悦べき時にあらず。凡人を賞する事、一人賞して万民悦ごとくに賞するを、有益の賞と云。今此賞、一人賞して万民あざける賞にあらずや。次に義仲の義兵を挙げしを恐て、助長が心をとらるゝと、諸人も存せば、猶平家を（三十一才）軽する事有べし。兼て其備なくして俄に事を計るは是愚将也。法二曰、人を致て人に致されずと云り。伝曰、治承四年四月に、頼朝卿、佐々木四郎高綱をもつて密に中国の源氏に心を合らるゝと云り。武蔵権守入道義基が評曰、小勇有といへ共才なきもの也。如何となれば、敵国近して事を起す事、其謀兄弟と云とも言説すべからず。心中に是を治、外先敵に和して、いかにも敵の気情を察し、謀をもつて（三十一ウ）是を落すべき者也。法曰、其驚駭によるは、一をもつて十を撃ところ也と云り。これ良将の心、足下より伏鳥の立がごとくに兵を用るもの也。然に義基卒尔の言説有て、其気色早く人に悟られしによつて、其時勢をうしなふ者也。法曰、善攻るものは九天の上に動と云り。伝曰、武蔵権守義基、平氏の大將源太夫判官季貞に責落され、治承五年二月九日に、首ども大略をわたされけるより、鎌倉へ忠進有によつて、源氏の諸士会合（三十二才）して、義基が事を評曰、土肥次郎実平云、義基軍の時勢をしらざるもの也。先河内は平家の懐中のごとく也。然るを義基も中に有て、其色をあらはす事云に足らずと申ければ、佐々木三郎曰、かくのごときの時は如何して其本意を遂べきと申ければ、実平曰、凡軍の道は、謀をもつて本とす。されども其策密にあらざれば、必害

を為事有。兵法曰、将謀を漏則、戦て利なしと云り。故に義基、其智謀有時は、先関東へ内約を定て、外いかにも(三十二ウ)平家に和して、源氏の起るを待べし。其間に近隣の武士に心を合、其気情いつれの方にか志有と勘知て、謀を回時はいかにも其気に応じて是をかたふけ、民を愛し兵を励べし。此時は天下の兵気を勘るに、源氏利運多し。関東の兵気は、大壯の卦に当て、陽氣大に至り、又西方の兵気は復の卦に当て、未陰氣多して、外に顯るゝ事あたふべからず。故に義基其運をうしなふ者也と云り。伊与国の住人、河野四郎通清が評に曰、(三十三才)凡陰謀有て兵を起さんと欲するものは、必先三つの大謀有。一には左右の臣の心中を能察見て、其志の輕重によつて、密事を云合するもの也。二つには民の心をとるかたふけ、專徳を広むる物也。三は近隣の武士の気情を察し、其気情によつて、謀をめぐらし、先汝に害あらん所のものをば、先手合に討取、其權威を長ずる物也。是兵を挙るの定法也。然に通清其謀なくして、事を計によつて、西寂にはほろぼされぬるもの也。故に(三十三ウ)愚将と謂べきもの也

伝曰、子息河野四郎通信、父通清に申けるは、此事輕く御沙汰有るに候はらず、如何となれば、東国北国は悉民の心迄、源氏に与し候へども、四国は未上下の心、平家を恐るゝ志有と見えて候、其上隣国の武士を謀ずしては、此事御大事たるへき由、度々文に諫申といへども通清用はずして、妄に讐を他に漏す、故に子息通信、安芸国へ越、伯父奴田次郎を語ひ、此事を話談して、世上の氣運を察し(三十四才)みんなとほつす。故に此たび合戦の手に合すと云り。是実に兵法に叶物也。太公曰、存ずる事は存ず

るにあらざ、亡を存ずるに在と云り。

伝曰、河野四郎通清が郎等、飯田源五郎と云者、何としてかは遁けん、安芸国へ越、子息通信に此由を申ければ、伯父奴田次郎大きに驚て、急合戦を企てんと欲す。通信申けるは、今我等が勢にて、彼と挑戦はんとせば、必利有べからず、只密に謀をもつて。彼が怠を察し、其虚に乗じて(三十四ウ)是を討べし。其上今も敵若うかがふ事もや候らん、先此事穩便たるべしとて、究竟の兵百人すぐり、先検見をつかはし、敵の有所、又は其虚実を窺しむ。されどもてもきも用心のていきびし。故に侍一人山伏に出たゝせ、額の入道が門前にたゝせ、安芸国いつくしまに百日參籠仕て、大願成就の山伏、帰国の齋糧給と乞ければ、折節西寂聞付て、其山伏こなたへめせとて、中の出居へ請じ、奴田次郎并通信が事を問。山伏申けるは、さん候、此沙汰、地下人いつくしま(三十五才)へ參籠仕ける者、物語申けるは、伊与国の住人河野四郎とやらん申人を、額の入道西寂とやらん申人討取候によつて、河野御子息に通信と云人は、安芸国奴田次郎の宿所に候はれるが、此由を伝聞給ひて、安からぬ事也、是非親の敵をうたんとて、奴田次郎を頼、兵を催されける処に、去七日の日俄に通信病死し給ひぬと申。此僧も喪礼の様をみて通り候ひしが、事あはれなる有様にて候ひしかと申ければ、西寂大きに悦、郎等どもに向て(三十五ウ)申けるは、各是承候へ、いつくしまの弁才天、平家を守護し給ふ事いまだすてさせ給はざるにや、大願成就の山伏、いつくしまより来て、西寂が安堵を告給ふ、此山伏こそ即べんざいてんよとて、様々の引出物してかへしぬ。其後西寂喜の酒宴終夜なして、上下途をうしなふ所へ、通信が兵其

怠を察し、手勢百騎を二手に分、一手は先道行人のていに出た、せてとをし、一手は中をとをし、此なかの手を先陣となし、此手込入て攻る時、前後（三十六才）の二手、左右より入て火をかけ、焼討にしけりと云り。是実に深き謀也。兵法曰、先策て戦ふものは勝と云り。是通信敵の強を知て弱を用たる所也。然るに西寂安きに居て危を忘れ敵の寄べからざる事を頼で、来るべき事をはからず。故に此通信が心と西寂が心とたくらべみる時は、戦ざる先に面寂負べきしるし明ならずや。故に後世の武将、我を知敵を知事を専とし給へ。我を知る時は吾を頼まず。敵を知る時は敵をあなどらず。我勢の強弱をしり（三十六ウ）敵陣の強弱を知時は、如何ぞ戦に害をうくべけんや。兵法曰、勝べからざる事をして敵の勝べきを待と云り。故に兵法、先我敵に負ざる事を計て、勝べき事を先にする事なかれ

河野四郎通信、其所にて西寂を殺さずして、伊与国迄遙の海上を経て、大事のかたきを召つれける事不覚たるべし。法曰、取得ては放事なかれとて、大事のかたきは、一時もはやく命を断べきもの也。されども伊与国の者どもの心（三十七才）をかたふけん為に、生ながら召てあらし殺害をなして見せ、其身の威権を求めんとにや。それは首をもつてわたしたりとも、事を催して為時は、諸人にしらしむる行も有べし。是遠きを計て近きをはからず、危海上をわたる誤有親の敵なれば憎しと思ふ事は理りなれども、武門の志、さにはあらず。家を起し名をあらはすを肝要とす。如何ぞ死骸までに憎みを残すべけんや。既生ながら手にかけて敵なれば、（三十七ウ）其死骸は天地の土也。いかんぞ無情の土に憎みをなすべけんや。是却て非礼のふるまひにして危事成べ

し。故に武としては、名を揚家を起さん事を心と為べき物也。伝曰、神武天皇、熊野より夷起て責れ給ひける事有。大和ノ国宇多郡にましましけるに、民家の志大きに夷に恐るゝ事有。故に天皇、死人の頭を三つあつめ給、夷の大將三人の首也と高札を書そへ、行烈儀式を調てわたされければ、諸民安堵の思ひをなし、王位を貴み夷を（三十八才）防事専としけると也。かやうの心得有時は、西寂が首斗わたしたりとも、伊与国の耳目には、ふれをかす事其品いかほども有べきもの也。故是通信が智の足らざる所なるべし

熊野の別当湛僧坊、先年高倉宮御謀叛の時、平家へ忠進をなし、今又却て平家へ逆心をなす事、是其志信義なきもの成べし。故いかなとなれば、先年高倉宮の御時は、平家未威、盛にして、源氏運を得ず故に当時の媚によつての忠進なし（三十八ウ）たるもの成べし。其志全重恩を忘ざるによつて、忠を尽には有べからず。若其時心中より平家へ、報恩を存るとならば、今更又平家に背べからず。但此事主により時に寄べし。主の害知て諫忠をつくすといへども、其主用ずして、国家天下を苦めばいかんぞ是に与すべけんや。諸公は天下の浮船也。風に随て津に入と見えたり。是良将賢人の知所にして、小人愚者の知所にあらず。古人曰、乱国に居せざるにはと云り（三十九才）

伝曰、頼朝卿使者をもつて、熊野三社権現へ願書をこめられけるに、先それより前に、東国の大名とも使者成とて、偽したゝめて、源氏祈禱の立願ども、国々より参りたるとて、湛僧所につかはさる。故湛僧是に驚て、扱は天下悉源氏に与するとおもひて、平家を捨てげんしに忠を尽と云り。たとひ湛僧少き忠義を存

るといへども、良将かくのごとくの智謀をもつて責る時は、如何ぞ終には其誓にしたがはざるへけんや。(三十九ウ) 故に後世の人、平氏をもつて負をしり源氏をもつて勝をさとれ。法曰、天地孰か得る、兵衆孰強、賞罰孰明なる、吾此を以て勝負を知といへり

平家物語評判秘伝抄巻第六之上終 (四十終オ)

平家物語評判 卷十二

(外題)

平家物語評判秘伝抄巻第六之下

入道逝去

経寫

慈心坊

祇園女御

洲跨合戦

喘涸声

横田河原合戦

(白)

(目録ウ)

平家物語評判秘伝抄巻第六之下

入道逝去

同廿三日院の殿上にて、俄に公卿僉議有。前右大将宗盛卿申されるは、今度坂東へ討手は向たりといへども、させる仕出たる事もなし、今度は宗盛大將軍を承て東国北国の凶徒等を追討すべき由申されければ、諸卿色代して、宗盛卿の申状勇々しう候ひなんずと

ぞ申されける事

評曰、それ軍を出事は、先彼我の情を悟り、勝負の得失を知、我害を避て、利によつて(一オ)兵を出すべし。然に宗盛、其身平生愚案の人也。殊更此度むねもり向給へばとて、輒勝給事能べからず。されば今源平両家の強弱を鑑に、平家負べきしるし多し。先天下の大敵は、伊豆国兵衛佐頼朝也。然に此人に向て初度の合戦に、戦ずして平家敗北す。故に天下の武士、平氏に心を通ずるもの、皆其氣を失て、源氏に参者多。二には平家の賢大将、小松重盛ながらへましますほどは、天下の武士自然と平氏に親、武威盛にして其鋒先を争者なし。(二ウ)然に重盛死し給ひて、宗盛のごとくなる愚將其位にのぼり給へば、其氣に応ずる者、皆又其官録にほこり、重盛の時に近く召つかはれ、事を執行ほどの才人は遠ざけられぬるが故に、万事理に惑事多し。三には、此度は東国北国西国中国に至迄、四方に逆敵起る故に、源氏は弥其威勢強く、平家は日々其威弱し。四には平家年来の悪業超過するによつて、其懦極て必亡べき時に当れり。故に神明仏陀も平家を見すてまし給ひ、天下に(二オ)種々の怪相頭ぬれば、弥平家亡べき事疑なし。然るに宗盛向給へばとて、いかなぞ輒勝給ふべけんや。然ども此時に当ては、宗盛に越たる官禄、平氏の中になし。人、多は富に媚利に順ものなれば、一旦は付従軍兵も多かるべし。然ば此事時に取て悪言分にもあらず。其上兵は詭の道なり。故に善すれども善せざる事をしめし、是をしれども知らざるがごとくにすべし。故に平家重々負べき時と云とも、大将其色を露すべからず。敵の美を云ずして味方の美を(二ウ)云事は権謀のならひなれば、一向に是を誇べからず。

然どもこの宗盛卿、夢にも此心得有人にあらず。只此人、其内をのみ見て其外を知らざる人也。故に我威を頼重じて敵を軽しめ給もの也。されば愚将の世をみたり国をうしなふ時は、必所々に逆敵生ず。其時に先其敵をのみ制せん事を本として、今日迄の味方、明日敵となる事を知ず。故に良将は敵有時には、先其敵に勝べき事を先とせず。味方敵とならざる謀を先として、能衆をなつて、疑敷者には信実(三才)を尽して恩をあつくし、隠謀をもつて其者の兵をわけ、偏に謀叛を起さしめざらん事を先とせり。然に平家味方を治る道はなくして、只偏に敵をのみ制せんとほつす。故に武役重くして其情薄し。是によつて兵衆弥、心中にうとみ、皆以て源氏に心を通ず。加之世久兵乱なくして、武将かやうに橋を極たる世には、上下勞苦によつて、人悉心中に其世をうとみ、あはれ世に乱を發す事あれかし、かくのごとくの代にしては、一生望所樂なしと思ふもの(三ウ)なれば、必諸人の心に源氏をば強なし、平家をば弱なさんと思ふ物也。是諸人の心源氏の恩を蒙たるにはあらざれども、平家を疎果たるが故に、世の有様をかはらしめば、又我も替樂もや有なんと思ふ故也。故に久治たる世に、兵乱起りたる時は、其事纒也といへども、寄程の所悉悪成て、大にみだるゝもの也。譬虚勞の人、年々積て始て小病の發るかごとし。故に武将としては、安きに居て危を忘給事なかれ

伝曰、畠山重忠出仕の時、頼朝密に召て、人(四才)退、平家の諸將の気情を尋らるゝ時に、重忠諸人の人相気情の事を書載られ頼朝の見参に入給ひけるに、宗盛の人相、諸將に勝て悪將たり。其言曰、其形細身にして少く、眼ほそくして目尻に物を

見、頭うなたれて遠見の相なし。是大きな悪相たりと云り
同廿七日に門出して、平宗盛既打立とし給所に、入道相国病づき給へるに依留給ふ事

伝曰、右大将宗盛、治承五年二月廿七日に出陣の門出し給ひて、既打立給ふべき処(四ウ)に、入道相国もつての外違例たるによつて止せ給ひければ、能登守教経、宗盛卿に申させ給けるは、相国公違例たるによつて、今日の出陣御延引の条尤もだしがたき事には存候へども、退て愚案を廻し候に、今源氏を退治仕らず候はゞ、却て後の禍多候べし、御滞留わたらせ給へばとて、相国公の違例、全それにより治すべからず、又出陣おはしませばとて、違例重るべきにあらず、既近国まで触つかはし、諸兵も其用意仕候処に、此度延引候らはゞ、重ての仰も疑事有べし、然ば(五才)是平氏の運命尽るに近し、若此事源氏等聞候はゞ、弥敵の助とこそ成候べけれ、譬今日出陣まし候事、相国縦一且は本意なき事に思召候とも、殿の出陣有て逆徒を静られんににおいては争終には相国公も喜悅なるべけんや、たとひ御留り候故に、違例平愈候へばとて、静べき時に敵を制せずんば、敵の軍兵日々に重り、平家若戦負て帝都を敗北仕候はゞ、後の御悔候とも益なかるべし、只理をまげて御出陣候へかすと申されければ、宗盛申されけるは、縦敵蜂起すればとて、(五ウ)正しく老親の重病を見すて、敵に向なば是第一の不孝たるべし、親に不孝のものば神明仏陀も憎給ふとこそきけ、然は出陣したりと云とも親にも不孝にして仏神の内証にも違なば、争か宜かるべけんや、喻源氏の末流ども、昨日今日東国の夷をかたらひ、不義の軍を企ると云とも、何ほどの事か有べきなれば、争今父を捨て敵に

向べけんや、次には又禪門の病氣既以洛中にかくれなくは、都も
 自物騒かるへし、然ば猶もつて事の大事たるべしと申されけ
 れば(六才)教経泪を流して、重て申されけるは、此仰こそ更々
 御説とも覚候はず、それ武門の道には出陣致日に、家を忘親を
 忘、子を忘て、君命を重じて、忠義を尽とこそ承候へ、其上戦
 場に出候ては、正しく目の前にて父うたるれとも、子其上をのり
 越て、戦をなし、其敵を討て其家をたて、其名を高くせん事を存
 候、ましてや是は天下を得るか、うしなふか、敵を亡すかほろぼ
 さるゝ歟の軍にて候へば、此たびの違例にとゞまらせ給ひなば、
 必平氏の亡滅と成候べし、然ば(六才)縦御延引故に、相国公の
 違例平愈ましゝ候とも、敵強り味方ほろひん時は、更によしな
 かるべし、相国公幼年の昔より、手をくだき心を尽して、天下に
 肩を双者なく、とり治給ふ世を、今此時に至て、敵に奪候ら
 はん事、子有て子なきが如し、然ば却て不孝の道とも成候べし、
 されば孝の道にも、家を起し名を顕すを以て、武の孝とすとこそ
 承候へ、次には又源氏の従軍等、皆東国の夷ども、何ほどの事か
 仕出すべきと思召れ候事、重々の御僻(七才)事たへく存候、も
 つとも畿内の武士は、帝都近候へば、美々好色に目馴、高きも
 賤きも詩歌音楽の道にこそ、東国武士にはまさりて見え候とも、
 馬上にて弓押張、箭つぎ早にしてあたりこまかに、あら馬乗て打
 物達者なる事は、争か畿内の武士及候べきや、尤此時詩歌音楽の
 有職、用べき時に候はゞ、思あなどり候とも、其故なきにしもあ
 らず、喩其道の時に候とも、争人をあなどり軽じ候べけんや、
 其上源氏初度の軍に勝候てより以来、東国は定て、一人も兵衛佐
 (七才)に思付ざる者有べからず、去富士川合戦の時、遠江三

河の武士の参へき者とも、参らざる事にてても、思召御覽候へ、源
 氏東海北陸両道より、東三十三ヶ国起て、今に向候はん時は如何
 は御計候べけんや責ては只今なりとも、殿の出陣ましゝなば、
 西は中国を限、東は伊勢尾張の武士は、たれかは参らざる者候べ
 き、縦背者少々有とも、一門の内にて一人向ひ候ひなば、争責
 おとさで候べき、今暫も平家の威勢有間に向せ給候らはゞ、東
 国の中にも、少は心を平家に通(八才)者も候べし、然ば数ヶ所
 有所の、平家の領国を分ち与へられて、是を招れなば、争曾
 て思付ざる者の候べき、教経若年にして、無用の事を申とや思召
 れ候べき、一向私に申とは存候はず、重盛存生の間に、仰をか
 れ候事ども承置候に、今もつて一ツも違はず、只自掌の内をさ
 すがごとくに候へば、かゝる御事を見参らせ候に付ても、安き心
 は努々候らはず、一向家の長久を思召れ候はゞ、理を曲て今日御
 出陣候へと申されけれ共、宗盛更に聞入給はずと云り(八才)
 評曰、婦人の孝にも及がたし。いかにいはんや大夫の孝たるべけ
 んや。縦今夜の中に清盛死し給ふと云とも、其沙汰密にして、先
 敵を亡べき謀有べし。死せる亮明生る仲達をはらしらむる心
 得は、かやうの時に知へき道也。然ども宗盛其人にあらず。実や
 天哉、平家運命極る処也。故に末世の武将、此処に心をめぐらし
 給へ。罪を天に得ぬれば、其災一時に責来。悉我福を害し
 て、敵の福を長生す。然ば戦の勝負、豈唯戦術の作略のみな
 らんや。此理彰ならずんば、兵法(九才)又明ならず。ふかく
 試て是を了おはしませ
 入道相国の北方八条の二位殿の夢に見給けるは、縦猛火の夥
 うもえたる車の主もなきを、門内へ遣入たるを見れば、車の前後に

立たる者は、或牛の面の様なる者も有、或馬の面の様なる者も有。車の前には無と云文字ばかり顛れたる鉄の札をそうちたりける。二位殿夢のうちにはは何国よりいづちへと問給へば、平家大政入道殿の、悪行超過し給へるによつて、閻魔王宮よりの御迎の車也と申す。扱あの札はいかにと(九ウ)問給へば、南閻浮提金銅十六丈の盧遮那仏、焼亡し給へる罪によつて、無間の底に沈給べきよし、閻魔の庁にて御沙汰有しが、無間の無をばかゝれたれども、未間の字をばかゝれぬ也とぞ申ける。二位殿夢覺て後、汗水に成つゝ、是を人に語給へば、聞人皆身の毛よだちけり

評曰、金剛經に曰、一切有為法、如夢幻泡影、如露亦如電、応作如是觀と云るは、一切の有為の法の頼なき事は、夢のごとし影のごとし、露いなづまの光のごとくにして、(十才)頼むに足らずと云心なれば、夢をあだなる物にして、是を頼ものにあらず。然ども其夢をみる事は、必故有もの也。夢をみる事其品十二有。是皆十二因縁流転の道理に等し。其肝要を挙て云時は、三の品に極べし。一には正夢、二には妄夢、三には思夢是也。思夢と云は惣じて人、心中に深おもひはかる事有時は、其氣むすぼふれて、脾臟苦むもの也。故其思ひ必我心のかげと成て、おもひそみたる事を夢にみるもの也。此夢は世語に云ごとく、寢言といふ(十ウ)事を云物也。惣じて寢言を云者は、平生胸の中に思多して、詞に出さざるものは、必ねざめすさまじき物也。是相少して情多きもの也。妄夢といふは、夢にも正道をしらず、仮にも善事にすまざ、唯明暮利欲を心とするものは、其欲道をもつて快らん事を欲す。故に其氣自然みだりがはしく成て、正氣安靜ならず。故に様々の事を夢にみるもの也。かやうの者は大きに苦き夢をのみ

見て、是をば覺るといへども、其外種々妄なる夢をば(十一才)多分覺ざる物也。正夢と云は、正義正道を心に存ものゝ見る夢也。淫染をおもへば糞土をみる。愛着ふかければ泥水を見、高慢瞋恚深ければ猛火を見、悪念起りぬれば黒雲を見、愚癡心起れば糞類を見る又善心発る時は宮殿樓閣などの廉を見、惑をさとりしれば光明を見、悪念しづまり本心明にならんとすれば日月星の三光を見るもの也。他人の教化にしたがひ、善心起時は、或は人より金玉重宝を受たりと見、又は官位などなしたると見る物也。故に悟の(十一ウ)上には夢をもつて事の通を知べし。黄帝も、夢中に赤蛇来て其身をめぐると見給ひて、八十日を過ずして位に登給へり。文王も夢中に天師を受ぬるとみ給ひて太公を得給へり。孔子も若年の間、学に進給ふ時は、夢中に聖人へのみ逢と見給へり。聖人に夢なしと云は、此夢の事にあらず。疑と迷をもつて夢とす。迷の夢覚ぬるが故に、聖人に夢なしと云也。其上睡中に凡夫のごとくなる、あだなる夢など見事あらんや。(十二才)睡中にも若夢を見給ふならば、悉聖人の夢は、正夢の通たるへし。されば今二位殿の夢見給ふと云事、其理なきにしもあらず。いかんとなれば、人悪業の超過する時は、其業因は必天地の間に満充べし。されども其業因縁なき処によるものにあらず。故に其えんふるゝ処の親による時は、二位殿見給事実理成べし。然どもかやうの理は、空虚の推解に落安きが故に、凡智にてたしかに極むべからず。又無間地獄の事、仏さへ説尽給はず。(十二ウ)ましてや凡夫として、争是を説尽得や。無間とは、ひまなしと書て、須臾の間も苦の隙なき地獄と心得給ふべし。

伝曰、武蔵坊此夢をつくつて、京都にて二位殿の見給夢也とて、

関東に触広めたりと云り。是皆人の心をとる謀也。人、時の世をうとみ誂時は、必なき事をも申ふるもの也。かやうの時にかくのことの謀をめぐらさば、猶もつて世上に風聞する事安かるべし。流水に物をいはせ、木石を飛行せしむるは、良将の謀也と云り。惣じて(十三才)事のつたはる。もとは少けれども、其末々に至ては、必大きになるもの也。縦市に、死したる虎を商にもて来るをみて、市人家にまで、今日は市に虎出たりと申せば、其聞所の者は早、生たる虎と伝。亦伝て聞者は、其虎二疋と云、三疋と云がごとく、次第に長して、後には鬼神出たりと申がごとし。是によつて良将天下の威風を求べき、道有。心を付て此理を了給へ

経 寫

清盛死給ひ、葬礼有ける夜、西八条俄焼ける事(十三ウ)

評曰、鬼神怒をなし給ふ時は、災害巷に満るとは、かやうの事にて心得知べし。平家権威にほこり、其驕を恣にして上を掠下を苦、天下悉困窮しければ、其楽既尽て、必悲の来時也。故に天下に逆敵生じ、清盛存生の間是を見聞して、其心を苦め、終は重病を受苦痛甚くして死給へば、先彼人其悲をうけそめたり。次にかゝる火災も出来。其楽橋を極たる所なれば、此家も共に亡びたる者也。然に小人其故をしらず、かゝる事は人の所為とのみ心得、天を恐事をしらず。尤此火天火(十四才)にあらすして放火也ければ、人の所為也といへども、天理然らざる時は、放火も焼事能べからず。天理然時にあたれば放火せずと云とも、必亡ぬべし。然ば是謹べきは天道に非や。故にかゝる事をも、古より乱相の第一とはしるし置たり。委事は、善光寺炎上の句

にて評す。故に是に略す

六波羅の南に当て、人ならば三十ばかりの声にて、嬉しや水、鳴は瀧の水と云拍子を出て舞おどり、咄と笑声しければ、六はらの兵共是を聞て、何者なれば入道相国薨ぜられけるに、(十四ウ)かゝる乱舞なしけるよと思ひ、したふて尋見れば、御所預りの備前前司基宗が所へ、知たる者どもうちよりて酒宴しけるが、かゝるおりなれば音なせそとて飲けれども、次第に飲酔て、か様に舞おどりける故に、兵共是を一々召捕て、六はらへ参、坪のうちへ引すゑたりければ、宗盛其故を聞給ひ、さやうに酔たる者を、左右なくきるべき様や有とて、たすけてかへされし事

評曰、婦人の仁たらんか。いかんとなれば、親に別て未三日を過ぎる内なれば、罪有もの(十五才)成共、是を害せん事は、人間の本意たるべからず。殊更此過は、殺盗の過にしもあらで人を害せしにもあらねども、正しく入道薨ぜられし折節に、世の礼をも省ず、酒宴をなしたる過なれば、是殺害迄に行罪にはあらず。然ども宗盛、彼者ども飲酔たるによつて、ゆるされたと有事は理に当べからず。尤酔の上の罪過は少といへども、此砌にうちより、酒宴をなしける事は、是酔ざる時の罪なきにしもあらず。故に其長本を糺され、暫禁獄せらるべき事(十五ウ)歟。古異国にも酔狂の者をば、罪有とも是をゆるしたる例共多し。尚書曰、丙吉丞相御史の為に、其車に酔飲すれども責ずと云り。古今に至る迄酔の上をば免といへども、時ならぬ酒宴をなしける事、争其罪なかるべけんや。是誠に酒酔本性を忘ずとやらんにて、清盛故に幾内の人民迄平家の世をうとみ果ぬる処に、入道死給ふ事諸人、外には憂有といへども、心中には悦が故に、自然とか

やうの事をもなしたるものなり。いかに其国を知、其代を存る人成とも、其人（十六才）の恩をば、曾て蒙らず、讐をばふかくうけぬる時は、たれかこれをかなしむへけんや。悲べき理なくして、是をかなしむといふとも、更に悲かるべからず。縦かなしむ事なかれと云共、恩を蒙り沢を受ぬる者は、必深悲べし。然に平氏の有情を見れば、下の苦事をば是をよるこへと云て人を制し、又下の喜べき事をも、是をかなしめと云て人をいましむ悪王の喜は必天下の嘆有事成べし。下には悲いまはしく存事をも、上には是を目出度と申せと訕事多し。（十六ウ）故に諸人清盛重病を受給ふと云よりして、外には愁気色をなして、皆心中に是を悦たると云り。ましてや終むなく成給ふ上は、悦ける事理成べし。清盛は日本武将二人の悪将たり。然は諸人悦ける事理成べし。譬唐の、夏の桀殷の紂などのごとくなる悪将亡ぬる時は、たれかは是を悦ざるへけん。故に一天の主たる君、たゞよく仁心を本とし給へ。然ば上下其君を愛し敬事父母よりも深かるべし。君は諸人を子のごとく思召、諸人は君を父母のごとくに（十七才）存時は、たれかは世をみだるもの有べけんや。力をもつて人を服する者は、形にのみ随て心中には背事多し。故にかやうの制法は、出ぬる度毎に諸人は是をうとむ。道を以て人を服する者は、心体ともに随付べし。此一事に付ても、平家滅亡のしるし明にして、天下の人心背果たる事を知べし。然ば何の代と云とも、此心をもつて、天下の人心を案知時は、政の善悪明成べし。人主たる人、能々此心得をはしますべき者也

入道相国、摂津国、福原に、経寫をつかせ給事。（十七ウ）

評曰、それ地と云ものは、聖廟にそなへ置有坐の器のごとし。満

る時は溢、かたぐ時は覆。中なる時は直也。故に平直なる事盤上のごとし。然るに小人其故をしらず、一人の私欲をもつて、大海大河大山大野を転ぜんとほつする事、設其所をなし得たりと云とも、又かしこに至て世の煩有べし東涌西没、南涌北没、中涌偏没、豈天地になかるべけんや。尤入道此寫を築れてより、往來の舟、通道自由を得るに似たり。然ども此寫をつかれたる事は、清盛全天下（十八才）をあはれみてなしたる事にあらず。六はらに居住有時は、上を憚心有によつて、万事我意に任せざる事有。故に此福原をとりたて自居住の所となし給へり。然ば此所へ舟つき自由ならん事をはかるも、皆是一人の快を思ふ故也。此故に後には都を迄此所へうつされけれども、終には叶はずして、又旧都に帰り畢。縦又世をあはれみなしたりと云とも、皆真実なきしるし多し。先清盛此時の志、仁心なき人也。其上かやうの事をなし給はんより、など世の政を専（十八ウ）となし給はざりけるぞや。然ども又此所多の田畠の害と成ぬる時は、後々天下の人民の為也。然ば是をゆるす事も有べし。さればさやうの事も、深き故有物ぞかし。縦万町の新田ひらきえんとては、其国中五十万町の人民を勞して是をなすべし。此五十万町の人民の勞は彼一万町の新田の所納をもつて二十年つくなふと云共、其勞つくのいがたし。故末世の人、然る故をしらず、彼一万町の新田のみ見て上の益也と云て、妄に新田をひらく（十九才）事多し。其尤、世の益とる所もなきにはあらざれども、十にしては八分九分は益少き事多かるべし。其故いかんとなれば、一万町の新田をひらき得たりと云とも、其田地耕べき人民をば、いづれの国よりひらき求んや。其国の中にて、其所の民に是を当ると云ば、其国田地

少して、民多き時は宜かるべし。然らざる国にして是をひらく時は、皆本田の力を分て、新田に用るが故に、自本田の穀、実なる事少き者也。古或国にて、大きな池を築埋て、新田をひらきたり（十九ウ）けるに、予其年よりして六年の間、その所地のついでをゆるしとめて、新田出来ざる以前と勘見れば、三百石の新田を得て、却て七百石の失有。故に新田などひらく事、能々思慮有べし。今此経ノ嶋にても、日々に人民の損害有時は、それを憐て此事をなしたりとも、苦かるべからず。これさまでの事にあらざれども、入道一人の快樂を求めんが為に、幾内近国の人民を、三年の間勞し給ひ、漸此事出来たりといへ共、世の人民を苦め給によつて、諸人平家を（二十オ）疎み果、一世にして終にはかゝる世と成果たり。然ば何事も清盛のなし給事、道に中ざる事彰し。惣じて海路と云ものは、沖遠乗時は、あやまち少きもの也。磯近く乗時は必あやまち有物也。然ば此寫磯ちかき船の俄の悪風などに、暫難を避べき為には、其利有といへども、是又小利にして大にははを害せし事多し。其上往來の道々々々必難易の二道万事になきにもあらず。故に万物又利害そこなは長水よく舟をうかふれども、亦舟を覆、物を十生すれ（二十ウ）ども、亦物を害す。さればよく一切の通道を勘見給へ。難所は難所にしてたけとなる道有。易道は易道によつて、又害有事も有もの也。故に天地の理、五行の五つを離ざるによつて、彼剋すれば是生じ、是剋すれば彼生じて、たゞ環の端なきがごとくにして、長生久しき物也。されば此時に当て、日本の国地を勘見に、此国の川は彼国へ流し、かしの道をば爰にひらき、此里の林は彼里に移り、彼里の池は此里にながれ、世上大形十分に（二十一オ）

作りなせり。しかれば自今以後さのみめづらかなる大役を世に起し給事なかれ。十分なる時は必物破事有。故に幾度もあらたに糺改給べきことは、上の僻事を改、下の勞をいとひ給ひ、仁心を專として、天下の長久を計給へ。天下の乱事、必山川林野のなす事にあらず。只人の心うとみ果ぬる時は、はからぬ小事出来て、必大事をなす者也。故に末世の仁主、かやうの事を好でなし給ふ事なかれ

慈心坊（二十一ウ）

評曰、此僧真正の僧にあらず。いかんとなれば、夢中に閻魔王の使者来て、王宮へ参りたりと見て、是を笑となして、入道相国へ参り、其旨を申事一向無智の大愚人也。先閻魔王宮と云所は、此僧いかなる所とか思ひけん、山川をわたり万里を経て行道にあらず。又迷愚の凡夫の直に見知する所にもあらず。悟道見性の人にあらずんば、此閻魔王と対面話談する事叶べからず。この僧常に法華経を続たりとも、又六万九千の文字をよみかぞへ（二十二オ）ぬるがごとく成べし。凡経を誦誦する事、聖智見の誦誦にあらずんば、閻魔王も殊勝とはなし給ふべからず。聖智見の誦誦は此僧の及所にあらず。夫方法は一心の所生による。経曰、心、生ずれば種々の法生ず。心滅すれば種々の法滅すと云り。迷の前には浄土も十万八千里、悟の前には娑婆即寂光浄土也。迷の凡夫は常に地獄に有ながら、死て落べき処有とおもふ。いかんとなれば、迷即地獄也。いかんぞ遠く求べきや。浄土浄土に非ず。心によるが故也。地獄地獄にあらず。亦心に有（二十二ウ）が故也。迷悟本一心なれども、善悪の差別有時は天地沓にへだつ。故に十万八千土、然に此僧いまだ曾て仏法の大意を了せず、妄に有想の心

を起し、却て人をたぶらかす。されども下愚を導方便の説あれども、是全仏の方便にも亦当るべからず。仏の方便まつたく偽にあらず。唯此僧の夢は、入道相国の心に入、己に官禄を求めん為の謀成べし。但迷の前の人には、仏心を説べからず。故に専浄土穢土を説てもつて仏心に入らしむべきもの也。此段、本書に仏法の権文多。故に評(二十三才)を略す。小智の人妄に此段推解する事なかれ

閻魔王よりの宣旨の状に、承安二年十月廿二日、閻魔の庁と書たりと有事、笑べき事歟。何国も年号は同じき事にや有けん。但天竺唐土は違とこそ見えたれ

祇園女御

白河院、ぎおんにようごのもとへ忍の御幸有事

評曰、それ天下の帝王たるべき御身として、宮外の女のもとへしのびの御幸など、申事、是大きな不義也。古より天下の君、(二十三ウ)宮中にまし／＼てさへ、色を好美女を愛せらるゝ時は、是大乱の基にして、無道の大事なり。況是は仙洞の外まで出給ひ、色に淫じ給事、是非礼の第一なり。しのび御幸など申す事、古聖の例にあらず。故にこそ変化のものには逢給ふなれ

変化のものを忠盛にうちとめよと仰られる処に忠盛が思案に、是は定て狐狸の所為にて有らんに、是を射もし、切もとどめたらんは、無下に念なからん、同は生捕にせんとおもふ事(二十四才)

評曰、其身勇有といへども智なし。如何となれば、狐か狸かの所為と申事、物の道理を知らざるもの也。同思案をめぐらさば、是狂人か、又は只、人の故有て、かゝるすがたをやなしけん、それを射もきりも殺したらば、却て不覺たるべきと思案する時は、信

智成べし。惣じて古より小人の申ならはしに、世上に不思議なる

事を沙汰する時は、定て人皆いへらく、狐の所為たるべしと申

事、更に心得がたし。狐は人より遙に劣たるもの也。いかんぞ

人さへ及ざる奇徳不思(二十四ウ)議をなす事を得べけんや。人

疫癘狂気の煩なす時は、意気妄乱する事有。是を、狐のとり付

て皮肉の間に有など申。此大きな獣いかなぞ人の皮肉の間へ

は、いづれの所よりか入べけんや。たゞ其人の心気不正にして、

心中に狐疑の心ふかきものは、是狐の心と同事也。故に其氣通用

して、さまざまの狂言を云。是によつて是を折るに、又かれが疑

所をもつてする時は、大きに恐て、其病既癒。然に忠盛天地の理

を察せずして、獸の所為と存(二十五才)事非也。又獸と存なが

ら、くみとめんとおもふ事非成べし。狐狸ならばよもくみとめら

るまじ。実それたるべき理ならば、射とめたるこそ宜しかるべ

れ。凡勇智をかねざれば、却て小勇に大勇を失所有。今小勇た

るべし。いかなとなれば、身には人に勝て勇なれども、眼は人に

おなじして臆病也。いかなれば四見の不同とて、智者のみる所と、

愚者のみる処と、理必二道有。経曰、凡夫は肉眼、智者慧眼と云

り。忠盛臆病人と同是を見て、不思議のばけものとおもふが故に、

狐狸とは(二十五ウ)存と見えたり。されども是は夜中の事也。

其形ことやうなる有様なれば、さも有ぬべし。凡夜中に火のひか

り、物に移れば、必異形にみゆる物也。是も又其人の心によつて、

見に不同有。此故に仏凡夫の為に卯命神呪を説給ひて、心外の邪

魔を降伏せしめ給ふもの也。故に智者は、根本天地の大理を知が

故に、鬼と云変化といふ事を詳に知て、かゝる処へ妄に出るも

時の（二十六才）言行は、勇有て智なきと云評に落着すべし。予又爰に大きな変化のものこそ見出したれ。それ何ものぞや。一天の君公卿のていに變化して、祇園の松原をかよはれたと。誠に偽もなき天下の大げなもの也

忠盛変化の者くみとめたりし勸賞に、女御をくだされける事

評曰、是大きな不義の賞也。一度一天の君にとつぎ給ふ女を、妄に他へ免さるべけんや。尋常の主人の妻女たりし女をさへ（二十六ウ）に、下として郎等など、とつぐ事、是世の賤ずる処也。況是は一天の女御なれば、大きな非礼の事成べし。其上勸賞には、物の具か、又は名弓名剣などを給りたるこそ、忠盛が為にも本意たるべけれ。かやうの勤賞更に正道にあらず。されども此に一つの案慮有。此変化のものに付て、主上、此女御がよひを御誤と思召さるゝによつて、忠盛にくだされたるものか。然らば外は非礼たりとも、内に免す才智有べし。然時は、女御の為に又、恨をもねりあらんか。凡明君は（二十七才）をなして万の悦がごとくに事をなすべし。法曰、賞は一をもつて百を勸と云り。然らば此賞、豈本意となすべけんや

女御の事貞女にあらず。かゝる外所に有ながら、忝も天子に枕をならぶる事、是女の本懐たるべし。然らば此度は貞女の道こそゆゝしかるべけれ。かやうの女の貞女の心を存ぜんに、其身を置べき所には、実に比丘尼所など云所も有度事成べし

女御懐妊有によつて、此御子女子ならばとりて女宮になし給べし。男子ならば（二十七ウ）下臍に下されんと有事、更に理にあたるべからず。召上らるまじき事ならば、いかに女子と云とも是を上らるべけんや。女子ならばともあれ、男子ならば猶召上給

ひてこそ益有べけれ。縦男女にかはり有とも、本来帝王の種子なる事、骨肉血の道は元一体より生じたるべし。是道理を失其一也但又即位の争論等に、賢慮やおはしけん。たゞし胎内の人に善悪決しかたき事有。徳によつて位を与る道ならば、先捨べきにあらず。古聖曰、犁牛の子、驢且角有、（二十八才）用る事なからまく欲すといへども、山川それ舎諸といへり

洲勝合戦

同二十日の日、五条大納言国綱卿も失給ひぬ。入道相国とさしも契深くおはせしが、同日病付て、同月に失給ひけるこそふしぎなれ同廿二日、前右大将宗盛院参して、院の御所を法住寺殿へ御幸なし奉るべきよし、奏聞申されけり。同三月二日の日、南都の僧綱等、皆赦されて本官に覆す。末寺庄園一所も相違有べからざるよし仰下さる（二十八ウ）同三日の日、大仏殿の事始有ける事

評曰、宗盛院参し給ひて、法皇を法住寺殿へうつしまいらせける事、是三年の内に父の道を改るといへども、其事善成時は苦しからず。此事古の非を改るに似たり。然といへども事の末を糺て其本を改ざる時は、改ざるに等し。尤清盛下として上を犯、法皇を鳥羽殿へおしこめ奉り、年来くるしめ奉りければ、今宗盛其非を改る事、是事を改る内には、大なる事なれども、却て平家の益に成がたき事（二十九才）多し。いかにとなれば、先年高倉宮御謀叛在て、平家を亡さんと御企有ける事も、是一向に法皇の御存知なき事にあらず。次には新大納言成親卿の謀叛は、殊に法皇の御はからひ故なれば、とかく此君平家をほろぼさんと思召事、御慮に止べからず。其上清盛年来情なく当奉りければ、御憤ふかくわたらせ給ふべし。然るば宗盛、此君を法住寺殿へ

うつし奉りけれども、是父の非を知のみにて、此事改たるにあら
ず。天下既乱、所々に逆敵生じぬるが(二十九ウ)故に、是に
恐をなして、此君を出し奉ると見えたり。故に此時より平家の権
威、弥うすくなり、法皇の御威光二度照輝。故に善事をなすとい
へども、道理にあらざれば却て悪となる事有べし。人を敬とい
へども、礼によつて敬はざる時は、却て其身の恥と成べし。設仁
徳の道こそ及がたきと云とも、武将たる身として、いかにぞせめ
て武道の権をば心得ざるべけんや。平家年来の不道によつて、天
下既危に至。然ば宗盛、先此法皇を深警固なし奉り、(三十才)
五畿内一等する謀をめぐらし、いかにもして平氏の威権を長じ
て、近国の土民を撫かたふくる時は、縦源氏蜂起すと云とも、平
家輒ほろぶべからず。然らば是を、よく非を改と云べき物歟。
尤下として一天の君を苦め奉れと云にはあらず。然ども其君、君
たらされば、却て天下の讐となるべし。此故に上古にも、悪王を
ば避て聖徳有君をたてたる様多し。故に今この時は、武を先にし
て文を後になし、権謀をさきとして、仁義のおとろへたるをた
(三十ウ)すべき時也。然るに宗盛の心得、仁義を先にし給ふに
似たりといへども、しかもこれ仁義にあらず。たゞ世上の逆敵故
に是に恐をなし給ひて、法皇をなだめ奉り給ふと見えたり。其上
南都の僧綱等赦され給ひ、皆本官に即せ給ふ事、更に正意にあ
らず。故いかんとなれば、天下既乱て平家危に至て、南都の僧等
本官に覆といへども、此時に至ては却て南都へ降参するに似たり。
然ば弥平氏の威嚴は却て失にいたり。平氏に(三十一才)威
嚴を失せ給ふ事を、法皇是をしろしめされながら、此事を行せ
給ふ事は、是又正意なき事にあらずや。殊に此時大仏殿造立あら

ん事、更に心得がたし。是程東国北国に大敵発、人民の困窮止事
なし。然に此大伽藍を建立有事、是いかなる政の祐とかならん
や。是又以前に評するかごとく、末を改て本を失に似たり。
平家南都を攻亡し、伽藍焼亡せし事を、世に大悪行と云沙汰有故
に、今天下にもかゝる逆敵生じ、たのむべき小松殿(三十一ウ)
は死し給ひ、清盛はむなく成給へば、是皆以前の悪行故に、平
家の滅亡此時に来れりとおもひ、俄に其過、行処の非を改め、
此難を避んと思ふ故也。既あやまちに落沈で、後に其事を悔が
ごとし。後悔は必益有べからず。今の平氏の謀は、皆是後悔の
心よりなし給ふ事也。故に爰に因果歴然の道理有。いかなとなれ
ば、此南都を亡し、伽藍焼亡せられけるによつて、今又此事をお
こして、却て平氏の害をうけたり。是誠に汝より出たるものは汝
に帰(三十二才)すと云るは是也
同十日の日、みの、国の目代、早馬をもつて、都へ申けるは、源氏
既、をはりの国をせめのぼり、道を塞で人を一向とをさぬよし申た
りければ、平家討手をさしむけらる。大將軍には左兵衛督知盛、左
中将清経、同少将有盛、丹後侍從忠房を向へられけるが、平家は三
万余騎、源氏は六千余騎にて、をはり川を隔、源平両陣を張処に、
源氏十六日の夜川を渡して戦、終に討負たりける事
評曰、是人に致れたる軍也。兵法には人を(三十二ウ)致て人に
致されずと云り。されば此度源氏、進で戦べき時にあらず。故
いかんとなれば、先平家は大勢なり。源氏は小勢也。小勢をもつ
て大勢に向ふ時は、必危険を前に当て戦もの也。其地形五ツ。一に
は道狭き地。二には大河。三には山坂溪沢。四には穴海前に多き
地。かやうの所に備て戦時は、小勢にしても大勢に等しき勢有

物也。然に源氏却て難所を後となしける事其誤一つ。次には源氏は数ヶ所を打出て、昨日今日の寄武者多し。故に兵氣いまだしづまり(三十三才)がたし。平家はみかたの地を後にして、後陣に左右に疑恐なし。しかも其勢大勢なれば、いかにも源氏を引受て、戦ふべき事をむねとせり。然軍へ、みだりに討てかゝる時は、いかんぞ利を得る事有べけんや。これ敵の強弱の時をしらざる誤有事二つ。次には設大軍へ討てかゝると云とも、敵陣の虚実を察し、実を避て虚に向ふ時は、小勢成と云とも、戦に利有べけれ共、敵陣の待たる所へ討てかゝりければ、是実なる処へかゝりけるが故に、戦其利(三十三ウ)を失事三つ也。然は是源氏、大將軍の誤にあらざや。されば平家陣立、何の方便なかりけれども、源氏の軍、剛強の氣有に恐て、前に大河を当て敵を待けるが故に、此軍自然と利を得たり。縦此帥平家の勝に成たりと云ども、是信の勝にあらざ。尤兵法、勝へき事をなさずして、負ざる事をなす道なれども、平家何の心得もなく、たゞ敵を恐て居たり。然に源氏己と害をうけたり。敵己と害をうくるやうになしたる、平家の軍立よきに似たり。然とも(三十四才)此理しかはあらず。其する事をなして、己と敵を陥しむる時は、本理に当るべけれ共、平家今迄する事をせず、源氏若心得あらば、平家と此時軍の位をかけ合て見、己負べき時は暫引退て、難所を前に当て是を守る時は、平家自然と屈すべし。平家三万源氏六千とあれども、平家三千源氏五百騎と有。三千をもつて五百をうつ時は、いかんぞ蒐相の戦に、小勢勝事を得べけんや。尤軍の習、強勢の多少には寄へからざる物なれども、此時大將をくらべみる時は、行家と知盛といづれかおとるべけん(三十四ウ)や。然は勢の多き方

に勝べきしるし多し。諭軍兵われより多しといふとも、謀其敵に勝時は、更又勢の多少によるべからず。故に兵法争時、譲時、奪時、与る時、争時とは其地の生地をあらそふ。譲時とは吾及ばざる時に随て是を譲る。うばふ時とは其威勢を奪。与る時とは利して是を導。此四つのはいづれの時と云とも、軍に用ずして叶がたし。心をめぐらして了給へ。伝曰、此十郎藏人は、頼朝の為には伯父也。(三十五才)子息四人有。兄は藏人太郎光家、同次郎義円、和泉太郎、同四郎、以上三人何も血氣の勇士にして才なき人々たり。故に先年、平氏富士川にて敗北する事を思出し、時氣をも察せずして、夜討にせんと議せらる。故に其晩より兵に相触、其用意有。然に平氏の將、重衝朝臣、郎等金石丸をつかはされ、源氏の体をみせしめ給ふに、諸兵何ももすそをかゝげ、わらんづをしめ、馬のはるびをしめ、あふりを巻てひしめくよしを申す。(三十五ウ)重衝頓て敵の来らん事を了て、平家の諸將に約して相図を定め、敵の渡べき川の口々に勢をふせて、十方よりつゝみ合て是を討と云り。伝曰、義円禪師は讃岐守左衛門尉盛綱にうたれ、藏人次郎は薩摩守忠度が手にて生捕、和泉太郎、同四郎は、左兵衛尉盛久が手にて討取と云り。

喘涸声

越後国/住人、城太郎助長、六月十五日に門出して、しなの、国義仲を退治せんと議(三十六才)するところに、しはがれたる声をもつて、南閭浮提金銅十六丈の盧舍那仏、焼亡したる平家の方人する者爰に有、よつて召とれやと三声よびたる事

評曰、それ大仏は法身盧舍那仏の形像たり。銅をもつて是を鑄

写す。是衆生済度の方便の爲に、仮に微妙円満の形をつくる。それ真の盧舎那仏は、無色無形にして、光明遍滿通力神通の仏也。故に古人曰、法身は説法聽法を解せずと云り。然に如何ぞ今、凡夫の耳根に声を（三十六ウ）出し、怨讐の詞を云べけんや。仏はもとよりくはう、全彼我の相なし。金剛經曰、無我相、無人相、無衆生相と云り。然るに此かたちこそねたるとて、全仏是をうらむべからず。是たゞ天魔の所爲たり。されば此魔、全外より来べからず。是平氏年来悪業の因、唯今発して音をなすもの也。此魔凡夫の存る所にあらず。邪見の者の爲、又は小人の爲に恐て是をしるさず。万法心外になし、十界の所生一心に有。恵照禪師曰、汝が一念心の疑所是此魔也と云り、其上大仏（三十七才）焼亡の因果、平家に帰して今災をなす事、心有人心をめぐらした見おはしませ、大仏、手を出さずして平家を罰給事を伝曰、助長が郎等山の太郎と云者有。彼兼てより兄の助長に、平家の方人然るべからざるよし諫といへども、助長愚にして是を用ず。故に彼が謀に、此事云せたる由云伝たり。是諭謀也と云とも、実に不思議と云べし。即天魔の所爲也。如何となれば、平家悪行長じ、仏法王法を破、人民を勞す。故に天是を罰するの時至（三十七ウ）れり。然に其者にくみするものは、即其の大悪人なれば、故に天是を又罰するの理也。古今の小人此理を知らずして、天道を恐ずと見へたり。人事の外に天道なく、天道の外に人事なし。此心を悟らずんば、智者と名づくべからず。中庸曰、道也者須臾も離べからず、離べきは道に非すと云り。満仲家伝、巻曰、智謀は鬼神の妙道にして天道季運の時に用べし、天道季運を知らずして、智謀を用んと欲せば、必害を生ずべし、是深甚の秘術

也（三十八才）と云り。今此所にて季運の所を悟べき所也口伝伝曰、散位康信日記三曰、治承五年七月二日に、越後より城の太郎助長、俄に病死するよし、大将殿へ申来る処に、洛中の沙汰、城の太郎こそ、金銅十六丈の盧舎那仏、焼亡したる悪人にくみする悪党なるによつて、召とると、宮中に三声叫をとして、俄に病死したりと云風聞する事京中に専也。是平氏の亡べき相たり定て是源氏の從軍、謀士をもつて、この（三十八ウ）沙汰なさしめたるべし、是飛行夜叉の通謀也としるせり。秘すべき一事たる者也。

七月十四日に除目行はれ、筑後守貞能は肥後守に成て筑前兩國を給て、鎮西の謀叛たいらげにつかはさるゝ事愚也。東國北國の大敵をさしをき、かくのことくに四方に兵を出し、士力民力を費す事、是敗軍の相たる者也

横田川原合戦

八月七日に官庁にて、大仁王会行れける事

評曰、それ大仁王会とは、法の正政をもつて、（三十九才）魔を降伏するの法儀也。然に今の禁裡の公卿の有様、皆却て王法正政の爲には、は大魔の類也。魔をもつて魔を察するとも、如何ぞ其益あらんや。其上先例將門追討の例たるとや。此將門は、朱雀院の御宇、承平元年に其身不道をもつて、天子に謀叛せしによつて、祭らずと云共天是を罪するの時也。今の源氏全將門の謀叛と同かるべからず。天子に向奉て逆心あるにあらず。平家の悪逆なるを亡へき為、又は源氏累代の敵、六親のかたき（三十九ウ）なれば、其鬱憤をさんぜんが為に兵を起す。故に名付て是を義兵と云べし。然る理をも知らず、唯今無用の大仁王会行れける事、是実に琴柱

に膠するたぐひ成べし

九月一日に、純友追討の例として、太神宮へ、鉄の鎧甲をまいらせらるゝ事、評、前に同じき理也。惣じて太神宮へ鎧甲をまいらせらるゝ事、然べき例にあらず。古の聖主は天下泰平なるが故に、弓箭兵器を神社へ脩めらるゝと云例、古記に詳也と(四十才)いへども、神社へ参らると云例なし。それ天照太神は、日本の大聖主にてわたらせ給ふが故に、かゝる不省の器を受給ひて、全悦給ふ神靈にあらず。この例全正政にあらず。其上純友と今の源氏と、その義各別なる事、以前に将門追討の例を評するに同じ。但良将神社に馬物具を納奉る事、是時と勢によつて、甚深の智略有。愚者の知処にあらず。権謀の一術に、威を神に仮をもつて了へし

実平遺戒記曰、兵法を專にするの本元、日(四十ウ)域の要道は、威を神に仮にしかず。或は神の示現と号して、何れの神此度朝敵追討の先がけましますさんと有。故に靈夢にまかせて鎧馬打物を奉ると号して是を参らすべし。七術の神通力秘して用る時は必其功を遂べしと云り。實にかくのごとくの心得有時は可也。然る思慮なくして、只不省の凶器を神仏に献じて、利を求めんと欲時は、己は小人となり、仏神をば奸佞となして、賄をもつて是を誑さんと欲るがごとし。然ば神仏如何ぞ是を受給ふ(四十一才)べけんや

太神宮への勅使、近江国甲賀の駅より病付て死ける事、神は非礼を受ず。是大きなる凶器なれば、自然の理にてさも有ぬべし。同てうぶくの法行ける阿闍梨、寢死の事は又さも有べし。沙門の大理をしらざる愚鈍法師欲にめで、此事を修し、心中に悪心をい

だき、定て九月秋風の時分に湯水のこりなと昼夜にかきなば、湿風に当られ卒中風など発り、或は俄に痰飲に行められて死したるもの成べし。是又自然(四十一ウ)の利といへども、天是を罰するの道也。後世の人は是にて事を了べし。其上調伏と云事は、いのりほろぼすの道にあらず。大乘方等經曰、それ無上菩提を成せんと欲ば、自の心中に向て、怨讐我慢の大敵有、三宝に誓て彼を調伏すべしと云り。其上衆生濟渡の方便によつて、和光同塵の結縁の為に、大理の正義を喻、表して悪鬼降伏の神事などはあれ共是全正理をはなれず。然るに小人私欲より事を起し、悪心をいだいて、ひとを(四十二才)てうぶくするの理、曾て証文をみず。仏の説のごときんば、愚癡心をば智慧心を以て調伏し、悪心をば善心をもつててうぶくし邪道をば正道をもつて調伏する道也。故に兵の道、不義の大敵をば正義の兵を以て是をてうぶくする也。故に靖が法、正兵をもつてすと云り。されば実玄阿闍梨、朝敵てうぶくせよと仰られけるに當時のてうてきは平氏に過たる朝敵はなしとて、却て平家をてうぶくしける事は是も正義にはあらざれども、降三世(四十二ウ)の大阿闍梨よりは、勇才有べき者也

中宮院号かうふらせ給ふ事、主上御幼生の御内に、母后の院号例なきのみにあらず、かゝる天下騒動の折節、多きなき進官たるべし。何ぞ天下泰平の為なるべけんや。かやうの事偏に大乱の基也。上に居して憍らず。満ども溢ず。虚室に入ども人有がごとくにするこそ天下泰平の政成べき者なれ

三月廿一日に除目行れて、平家の人々大略官加階し給ふ事、不義の官也。かゝる(四十三才)事長過する故にこそ、此乱も発たるものなれ。人事に禍起り、天にも様々の災害あらはれ、まのあ

たり大白星をおかす事、是誠に天の示す処也。然を了さる事これ大なる愚暗の時也

前の権少僧都、日吉にて法華経転読の事、是時に応ぜざる法事成べし。不審。源氏より事を寄て謀成べし。凡頼朝卿の軍法、此時専仏神を崇敬し、威を神に仮、靈験を仏にかり、衆生の氣勢をとり給事多し。山門の衆徒の心を（四十三ウ）とらんとの謀成べし。法皇の御幸も、内心いぶかし。多田の秘伝、兵鑑書曰、それ兵を用るの謀士は、仏に物をいはせ、流水に天下の善悪をあらはすと云り。口伝

伝曰、法皇日吉へ御幸の事、兼日洛中に風聞有。其比西塔の武蔵坊、京都にしのび上て、事の由を窺見処に、此便を得て、京都にては、法皇、山門の大衆に仰て、平家追討有べきといはせ、又山門にては平家山攻すといはせて、事を起させ、又は天下の人心弥平家をあざけり背かせんとの智（四十四才）謀也と云り。義経虎韜巻の、辻風の謀要としるしと定められたるも此心也。口伝

九月二日に越後国の住人、城四郎助茂越後守に任せらるゝに付て、助茂、兄ノ助長逝去の間、不吉の例也と申事愚也。越後守が兄の官職にして不吉也と申さば、越後国も兄の国にてなしや。又昔よりの官職皆古の死人の跡をつぎ、悉其官位にのぼる。皆悉改むべきや。是天地の大理を知らざるもの也。かくのごとく愚人如何ぞ数万の兵を帥、大事を執行はんや。是程（四十四ウ）の愚者なればこそ、かくまでは平家にかゝはり、天下の氣勢をしらずして、徒に日を送りけるもの也。兵法曰、勝事をみる事、衆人の知処に過ぎるものは、善の善なる者に非ずといへり。然るに助茂、衆に過て愚なる者也。如何ぞ其功を得べきや。喩時を忌む

得有と云とも、只是愚者情也

横田河原合戦、平氏の大將愚なるが故也

伝曰、鎌倉にて此由を伝聞て、頼朝、実平に問て曰、越後城四郎敵の謀を知らず、兵を出して敗軍せり、かやうの山中隘路を過る時（四十五才）は如何して兵を押し候らはんや。実平曰、凡山中を押し候時は、山の峯々に人をのぼせ、しるしを定て、敵の有無を知り、又は道の順逆を導しめ、それ／＼の品によつて、其定所の相じるしをあげさせ、其しるしを見合て、こなたにても其しるしを合て、押し申候、者也、若敵出張仕候はゞ、みかたの陣所は、地形の利地に備るものにて候、其利地と申は、左を受て敵を見くだすを利地と申候と申ければ、山中の行烈仕上へきよし、諸將に仰付られ、千葉介助種、土肥次郎実平、梶原平三（四十五ウ）景時、以上三人して山中の行烈の次第一巻に仕上る事かくのごとし

一番、かくし物見。相図のしるしを持って三段に参べし。左右後にもかくのごとし

二番、馬上の物見二騎づゝ三段に参べし。先の案内を後の物見に付送る事番替たるべし

右の役人、能々四方の物見に心付怠べからず。若油断を存知、敵の往来を知らずは、重科たるべし。或又私として一人の働を存、衆人の害を招族は、逆心の罪科に行るべき者也（四十六才）

三番、足輕六段。内二段はさき、内四段は、二段つゝ左右たるべし。さきの物見の相図次第に、足輕大将地形の生地を求て備へ、敵に逢時は、先はやく時の声を、四方より一同に立べし

四番、騎兵。大事の山中、或は難所は、馬を用がたし。故に皆々歩行たるべし。敵を下に受て戦心得有て押行べし。歩行の兵は、かさよりおとさば、馬上は馬をもつてかけやふるがごとくに、兼て相約有べき事。

五番、諸大名道々の生地そまに備へ、先の相図づ(四十六ウ)次第に押行べし

六番、大將軍。近習は何も歩行たるべし。前後左右をうちかこみ、高みく陣取、山上に物見を上て、大將軍の御覽有がごとくに仕べき事

七番後陣段々相図は何も先陣のごとし
八番は 殿たるべし

右之法制は、軍制巻に驗奉ると云り。

義経、忠信に向て仰られけるは、城の四郎が軍兵皆非業の死たりと仰られければ、忠信申上けるは、数万の兵の中にて候へば非(四十七ウ)業のみとも定がたし、定業必死のものも候べしと申ければ、義経曰、其義にてはなし、凡軍陣に望で、大將軍の大法を知らずして、菟まじき所にてかけ、引まじき所にて引時は、負る事皆非業也、故に此死皆非業也と仰られければ、皆是を感心すと云り。其後忠信、弁慶に向て申けるは、城の四郎が如きんば、如何計略をめぐらし候べきや。弁慶が曰、凡軍の法、古の法を案ずるに、先遠候を發して、敵の虚実を知事を先とす、此時義仲兵数、上下三千(四十七ウ)を出べからず、如何となれば、信濃の武士ども、纔三分一与し、一分は当家にぞくし、北条殿に心を通ず、一分はぞくするに似たりといへども、末兩陣の勝負をためらう、上野の兵属するといへども、義仲普代の家人、上下三百余

也、是国をならべたる敵なれば、よりく窺みる事安し、敵の内証を計て、或回忠と号して味方を入、或時をのべ、道をちがゆか謀を廻し、みかたの人数を全治め、敵諭弱しと云とも、軽く兵を出さずして、みかたの人数を一にして、満る塩のごとくに押寄、てき(四十八ウ)怠らば、大風の発するがごとく懸なば、大をもつて小に勝事安かるべき者也、是剛戦の法也と申ければ、義経聞召て、然ば木曾、柔戦を用る時如何と仰られければ、弁慶曰、猶剛を用候らはんと申。義経曰、柔能剛を制す、此理如何。弁慶曰、柔の大小あり、爰をもつて敵を転じ候らはんと申。義経曰、大柔なる時如何。弁慶曰、義仲に大柔の器物なしと申ければ、義経、口をふさぎて一笑有と云り。

井上九郎光盛は、謀宣し。伝曰、峯々へは人数(四十八ウ)をばあけず。旗ばかり上たり。白旗赤旗二本づゝ上て、三千の人数は二手に分て、下に備たり。下の相図によつて、上の赤旗をすて、白旗を立たりと云り。

凡兵を用るの法、将隊職者三軍にして七十四人たるべし。凡大功を遂んと欲せば、偏にして叶べからず。万事を執事なし。万物を捨事なかれ。各其よろしきに用て、大事に達す。故に古の良将、第一賢才を専と求、其外狂言綺語の道に達しぬる者までも、是を挙て時に(四十九終ウ)用得たり。後生の人主謹でもつて、太義を守給へ。みだりに举妄に捨る事、たれか功を遂じ。あゝ妙哉智権、万里融通して、又方寸に治る事を。故に古今寡哉、能徹を守る者。是誠に兵法の神妙也

平家物語評判秘伝抄卷第六之下終(四十九終ウ)

付記

本研究は、JSPS 科研費 23K00301 の助成を受けたものである。主たる翻刻部分については、中世自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

(受付日：二〇二四年十月五日、受理日：二〇二四年十月二十三日)

小井土 守敏 (こいど もりとし)

現職：大妻女子大学文学部日本文学科教授



筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。筑波大学文部科学技官、昭和学院短期大学を経て、大妻女子大学に勤務。専門は中世軍記文学。『曾我物語』を中心に『保元物語』『平治物語』『平家物語』について研究を行なっている。

主な著書：『曾我物語 流布本』（武蔵野書院）、『流布本 保元物語 平治物語』（共著、武蔵野書院）、『大妻文庫 曾我物語』上中下（共著、新典社）、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』（新典社）、『長門本 平家物語』一〜四（共著、勉誠出版）他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (6)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI², and Takeru SHIMAMURA²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women’s University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint